

様式第25号（第16条関係）

第 1 8 4 2 号  
令和5年3月27日

平山産業 株式会社  
代表取締役 崔 起 成 様

宇佐市長 是 永 修 治



許 可 証

令和5年1月13日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地 及 び 名 称	大分県中津市三光下株字大源寺平310番地の1 平山産業 株式会社
取扱一般廃棄物の種類	事業系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)
許 可 区 分	収集及び運搬
收 集 区 域	宇佐市全域
許 可 の 期 間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

条 件

- 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。
- 職務遂行に当たっては、従業員に一般廃棄物収集運搬従業員証を常に携帯させ、関係吏員又は関係人から提示の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- その他市長が必要と認める事項